

平成 30 年 11 月 20 日

各 位

株式会社 北日本銀行

「資産承継信託商品（遺言代用 / 暦年贈与）」取扱開始のお知らせ
～ 東北エリア初！お客さまの多様なニーズにお応えします ～

株式会社北日本銀行（頭取：柴田克洋）では、平成 30 年 11 月 27 日（火）より、下記の通り、「資産承継信託商品（遺言代用 / 暦年贈与）」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当行がみずほ信託銀行株式会社（社長：飯盛徹夫）の信託代理店として当商品を販売し、お客様とみずほ信託銀行が信託契約を締結します。本件取扱開始により、相続発生時に簡便な手続きでご家族等が金銭を受け取ることができる遺言代用型金銭信託及びお客さまの生前贈与手続きをサポートする暦年贈与型金銭信託が、当行の 75 本支店でお申し込みいただけるようになります。

当行では、今後もお客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 商品名称

遺言代用型金銭信託 「きたぎん遺言代用信託～繋（つなぎ）～」

暦年贈与型金銭信託 「きたぎん暦年贈与型信託～結（ゆい）～」

2. 取扱開始日

平成 30 年 11 月 27 日（火）

3. 商品概要

<きたぎん遺言代用信託～繋（つなぎ）～> （詳細は 2 ページ目をご覧ください）

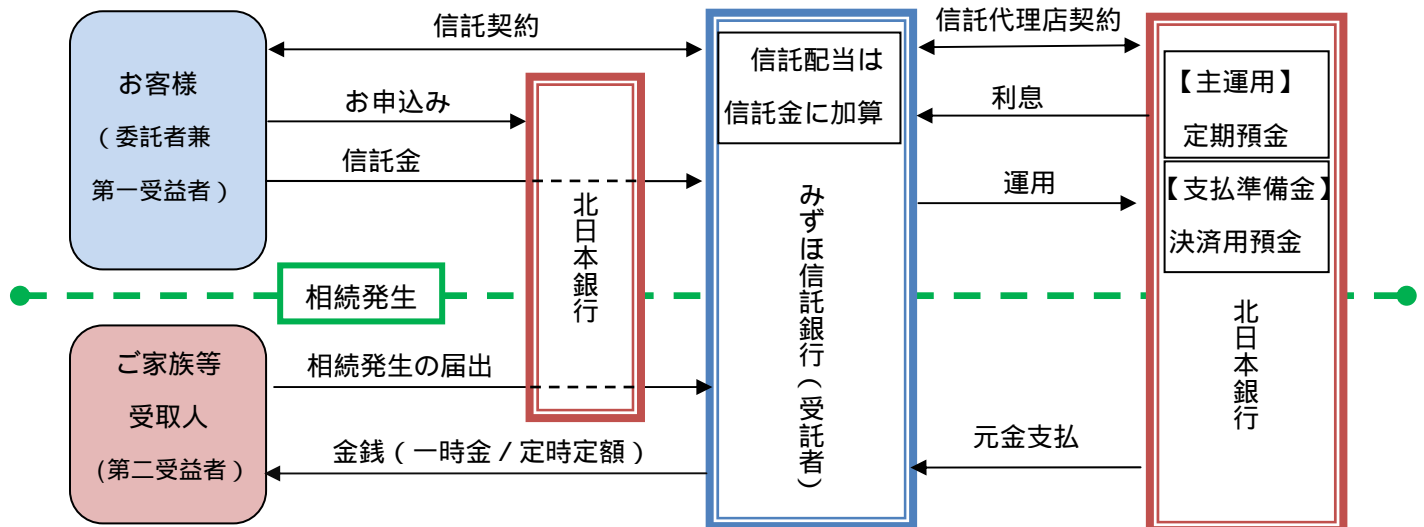
お客様から信託されたご資金を、相続発生時に簡便な手続きで、あらかじめ指定された受取人に、あらかじめ指定された方法でお支払する信託です。お受け取り方法は、「一時金受取」と「定時定額受取」の 2 つの方法があり、それらを組み合わせることも可能です。

<きたぎん暦年贈与型信託～結（ゆい）～> （詳細は 3 ページ目をご覧ください）

あらかじめ贈与を受ける方を指定いただくことで、贈与契約書の作成等、面倒な手続きなしで生前贈与を行うことができる信託です。

項目	内容
商品名	きたぎん遺言代用信託～繋（つなぎ）～
対象	個人のお客様（委託者兼第一受益者）
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受取人	推定相続人から最大4人まで指定可能（第二受益者）
運用方法	主に当行定期預金（一部当行の決済用預金）
信託期間	5年以上30年以内（1年単位）
申込金額	200万円以上3,000万円以下（1万円単位）
申込手数料	信託金額の2.0%（税別）
支払方法	信託設定時に受取方法・受取期間・受取割合を指定 一時金受取 定時定額受取：年1回または年2回、1～10年以内で指定
元本補填等	運用対象は当行預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品
取扱店	当行75本支店

<きたぎん遺言代用信託～繋（つなぎ）～ スキーム>



当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、当行のお客様に「きたぎん遺言代理信託～繋（つなぎ）～」をご案内し、申込を受付。

みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。

みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金（一部当行の決済用預金）にて運用。

設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。

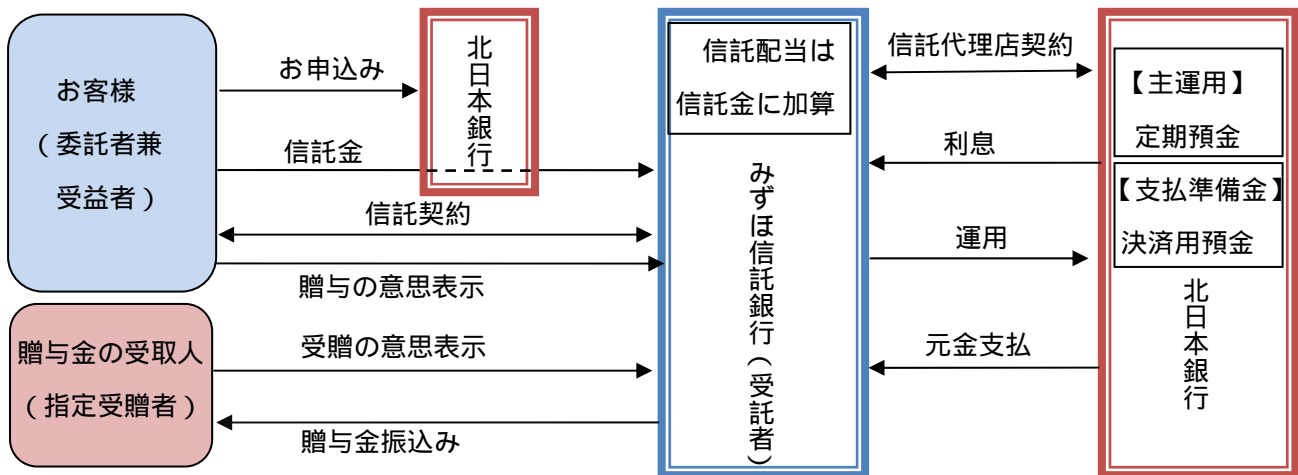
お客様に相続が発生した際には、ご家族等の受取人が相続発生の届出をし、金銭を受け取り。

KITAGIN NEWS RELEASE 2018



項目	内容
商品名	きたぎん暦年贈与型信託～結（ゆい）～
対象	個人のお客様（委託者兼受益者）
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受贈候補者（贈与金受取人）	3親等以内の親族から最大9名まで指定可能
運用方法	主に当行定期預金（一部当行の決済用預金）
信託期間	5年以上30年以内（1年単位）
申込金額	500万円以上（1万円単位）
申込手数料	信託金額の1.0%（税別）
管理手数料	年10,000円（税別）
贈与手続	お客様は、年1回贈与手続が可能 みずほ信託銀行が、所定の手続きにより、お客様からご指定いただいた金額を贈与金受取人の口座へ振込
元本補填等	運用対象は当行預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品
取扱店	当行75本支店

<きたぎん暦年贈与型信託～結（ゆい）～ スキーム>



当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、当行のお客様に「きたぎん暦年贈与型信託～結（ゆい）～」をご案内し、申込を受付。

みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。

みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金（一部当行の決済用預金）にて運用。

設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。

お客様は、年1回、所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客様が指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。

4. アプリの導入

「きたぎん遺言代用信託 ～繋(つなぎ)～」, 「きたぎん暦年贈与型信託 ～結(ゆい)～」の取扱開始と同時に、当行ではみずほ信託銀行の提供する信託商品販売管理アプリ・資産承継アプリ（以下、「本アプリ」）を導入いたします。

当行は、本アプリを一体で利用することで、セールス・申込受付から販売管理までの一連の手続をタブレット端末等で完結することが可能となります。

尚、本アプリの導入は全国で当行が初めてとなります。

本アプリの導入効果

- ◆ タブレット等で取り扱う商品の拡充により、デジタル化が推進される。
- ◆ 事務の効率化・スピードアップの実現により、お客さまとの接点増加が図れる。
- ◆ シミュレーション機能活用により、迅速かつ的確にお客さまニーズの把握が可能となる。

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

営業統括部（担当：高橋（俊）・佐々木（久））
TEL：019-626-6318 ・ 019-601-7108